

ケアマネジメント契約書

社会福祉法人 敬信福社会
あいの里 ケアプランセンター

第1条（この契約の目的）

この契約は、契約者（以下甲という）が居宅サービスを適切に利用できるように、事業者（以下乙という）が甲の委託を受けて、甲の心身の状況、置かれている環境や甲及びその家族等（家族がない場合は、甲の代理人）の希望等を考えて居宅サービス計画を作成し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業所、その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行う居宅介護支援（ケアマネジメント）について定めることを目的とするものです。

第2条（介護支援専門員）

- ① 乙は、その事業所に属する介護支援専門員（以下丙という）に甲の居宅サービス計画作成に関する業務を担当させることとします。
- ② 乙は丙に、身分証を常に携行させ、甲又はその家族等から求められた場合には、これを提示させなければなりません。
- ③ 丙を交代させる場合には、乙は交代の理由を明らかにし、甲に通知します。

第3条（運営規程の概要）

乙の運営規程の概要（事業の目的、運営方針、職員の体制、介護支援の提供方法等）は、別紙重要事項説明書に記載している通りです。

第4条（居宅介護支援の内容）

乙は甲に対して、次の各号の居宅介護支援を提供します。

- ① 居宅サービス計画の作成及び居宅サービス事業所との連絡調整
- ② 甲の状況把握・居宅サービス計画実施状況の把握・評価及び居宅サービス計画の変更
- ③ 給付管理表の作成及び国民健康保険団体連合会への提出
- ④ 要介護（要支援）認定申請に対する協力・援助
- ⑤ 相談業務及び苦情処理業務

第5条（訪問頻度）

丙が、甲の状況把握のため、甲の居宅に訪問する頻度のめやすとして、甲の要介護（経過的要介護を含む）認定有効期間中、最低月1回とします。但し、この回数以外にも、甲からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で、甲の承諾を得た場合には、丙は甲の居宅を訪問いたします。

第6条（善管注意義務）

乙は、甲より委託された業務を行うにあたっては、善良なる管理者の注意をもって法令を遵守し、誠実にその業務を遂行します。

第7条（中立義務）

乙は、甲より委託された業務を行うにあたっては、甲に提供される居宅サービス等が特定の種類の偏することのないよう、又は特定の居宅サービス事業所等による居宅サービス等を利用するよう甲を誘導し、又は、甲に指示すること等により、特定の居宅サービス事業所を有利に扱うことのないよう公正中立に行います。

第8条（告知・説明義務）

乙は、甲より委託された業務を行うにあたっては、甲又はその家族等に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。

第9条（秘密保持義務）

- ① 乙・丙及びその他乙の従業員である者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲又はその家族等の秘密を第三者に漏らしません。又、この秘密保持の義務は契約終了後も継続します。
- ② 乙は、甲の個人情報を用いる場合は甲の同意を、甲の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、甲又はその家族等の個人情報を用いません。
- ③ 乙は、甲及びその家族等に関する個人情報が含まれる記録物（磁気媒体情報及び伝送情報を含む）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、又、処分する際にも第三者へ情報が漏れないよう必要な措置を講じます。

第10条（実施期間）

- ① 乙は、甲から要介護認定等にかかる申請の代行を依頼された場合は、甲が申請に必要な資料を提出しない等、申請に必要な協力に応じない等の正当な理由がない限り、依頼の日から7日以内に申請手続きを終了しなければなりません。
- ② 乙は、居宅サービス計画作成に必要な甲の協力が得られない等の正当な理由がない限り、本契約締結後10日以内に居宅サービス計画を作成した上、甲に提示するものとします。但し、遅滞する場合は、事前に甲及びその家族等に遅滞理由を書面にて提示し、同意を得ることにより遅滞することができるものとします。
- ③ 甲は、乙が本条第1項及び第2項の各手続きを行うについては、全面的に協力しなければなりません。

第11条（契約期間）

本契約の契約期間は、平成 年 月 日から始まり、甲の要介護（経過的要介護を含む）認定の有効期間満了をもって終了するものとします。但し、契約満了の日の7日前までに甲が乙に対して、書面による解約の申し出がない限り、この契約は自動更

新するものとします。この自動更新による契約の期間は、甲の次の要介護認定の有効期間の満了日までとします。

第12条（利用料等）

- ① 甲は、乙が提供する居宅介護支援に対して、別添重要事項説明書の11項（利用料について）に記載されている費用負担をしなければなりません。
- ② 乙は、費用負担がかかるサービスの提供については、あらかじめ甲及びその家族等に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得なければなりません。

第13条（利用料等の計算期間と支払い）

甲は、居宅サービス利用月ごとに利用料等が発生した場合、翌月10日までに甲に届ける請求書により、その月の20日までに支払うものとします。尚、乙は甲からの支払いを受けた時は、甲宛の領収書を発行します。また、支払方法等については別添重要事項説明書の12項の記載内容を参照して下さい。

第14条（利用料等の変更）

- ① 乙は、この契約に定める内容のうち、利用料等の変更（増額又減額）を行おうとする場合には、重要事項説明の一部変更の文書を作成し、利用料等変更の予定日から1ヶ月以上の期間をおいて、甲にその内容を通知するものとします。
- ② 甲が、利用料等の変更を承諾する場合には、この契約の重要事項説明の一部変更書を乙と締結するものとします。
- ③ 甲は、利用料等の変更を承諾しない場合には、その旨を乙に書面にて通知することで、この契約を解除することができます。

第15条（契約解除）

- ① 甲は、契約期間中に、この契約を解除しようとする場合は、乙に対して契約終了を希望する日の7日前までにその旨を申し出なければなりません。但し、甲の病状の急変、緊急の入院などのやむを得ない事情がある場合には、契約終了を希望する日の7日前以内であっても、申し出によりこの契約を解除することができます。
- ② 次の場合、甲は乙に申し出を行うことにより、事前申し出の期間なしに、この契約を解除することができます。

ア；乙が正当な理由なしに居宅介護支援の提供を行わない場合

イ；乙が秘密保持義務に反した場合

ウ；乙が甲やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

エ；乙が破産した場合

オ；その他乙がこの契約に定める居宅介護支援の提供を正常に行い得ない状況に陥った

場合

- ③ 乙は、事業規模の縮小・事業所の休廃止等、この契約に基づく居宅介護支援の提供が困難になる等のやむを得ない事情がある場合には、甲に対して、この契約の解除を予定する日から1ヶ月以上の期間において、解除理由を示した書面にて甲に通知することによりこの契約を解除することができます。

但し、次の場合には、即時解除をすることができます。

ア；甲がこの契約に定める利用料等の支払いを2ヶ月以上遅延し、書面による利用料等の支払い催告を行ったにもかかわらず、催告の日から14日以内にその支払いがなかった場合。

イ；甲又はその家族等が乙や丙などに対して、この契約を継続しがたいほどの不信行為を行った場合。

- ④ 甲が、介護保健施設等に入所した場合や介護認定区分が自立・要支援1・要支援2と判定された場合、又、死亡した場合は、この契約は自動的に終了します。

第16条（事業者の責務）

- ① 乙は、甲の居宅サービス計画、その実施状況に関する書類等を保存し、居宅介護支援業務の提供内容に関する記録を行うとともに、これらを甲の要介護（経過的要介護を含む）認定の満了日又は満了日以前の契約終了月から5年間保管しなければなりません。
- ② 甲は、乙に対してこの記録等の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。但し、複写物に関しては、実費負担が必要となります。
- ③ 甲が本契約を解除した場合で、乙に対し他の居宅介護支援事業所の利用を希望する場合、又は、乙がやむを得ず本契約を解除した場合、その他甲より申し出があった場合には、乙は甲に対して直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければなりません。

第17条（損害賠償）

乙が、居宅介護支援事業の提供を行う上で、本契約の各条項に違反し、又は、介護保険法及び民法その他の関係法令に違反し、甲の居宅介護サービス利用に支障を生じさせ損害を与えた場合は、乙は、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

但し、その損害の発生について、甲に故意又は過失が認められる場合には、甲の置かれた心身の状況等を斟酌して相当と認められる時に限り、乙の損害賠償責任を減免する場合があります。

第18条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じた場合は、甲の住所地を管轄する裁判

所を第一審管轄裁判所とすることを、甲及び乙は予め合意します。

第19条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、介護保険法及び民法その他関係法令に従い、第1条記載の目的のため、甲乙互いに信義を重んじ誠意を持って協議し決定するものとします。

特約事項

以上の通り、契約が成立したことを証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各々1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

ご契約者（甲） 「私は、この契約の内容について説明を受け、内容を確認し
居宅介護支援サービスの利用を申し込みます。また、第9
条第2項の内容にも合わせて同意します。」

住 所
氏 名
電話番号

印

FAX

甲の家族又は 「私は、本人の契約意思を確認し、本人に代わり上記署名を
甲の代理人 行いました。」

本人との関係
署名代行の理由
住 所
氏 名
緊急連絡先

印 電話番号
電話

事業者（乙） 「当事業者は、甲の申し込みを受諾し、この契約書に定める
各種サービスを誠実に責任をもって行います。」

事業者名 社会福祉法人 敬信福祉会
代表者名 理事長 兼 俊 佐 代 美 印
住 所 大東市大字龍間673番地3
電話番号 072-869-0788 FAX 072-869-0577

◎ この契約に定める居宅介護支援を担当する事業所

事業所名 あいの里ケアプランセンター
指定番号 2771900053
所在地 大東市幸町1-7
管理者名 小 田 純 也
電話番号 072-869-3131 FAX 072-869-3133

尚、担当の居宅介護支援専門員（丙）は (印) です。

* 居宅介護支援に関する相談・苦情について

① 事業者の窓口

名 称 社会福祉法人 敬信福祉会 あいの里竜間
所在地 大東市大字龍間673番地3
電 話 072-869-0788 FAX 072-869-0577
受付時間 午前9時より午後6時まで（土・日・祝日を含む）

② 市町村の窓口

名 称 大東市役所 介護保険課
所在地 大東市谷川1丁目1番1号
電 話 072-872-2181（代表）072-870-9628（直通）
FAX 072-872-8080
受付時間 午前9時より午後5時30分まで（土・日・祝日を除く）

③ 大阪府の窓口

名 称 福祉部地域福祉推進室 法人指導課 指導・監査グループ
所在地 大阪市中央区大手前2丁目1番22号
電 話 06-6941-0351（代表）06-6944-6689（直通）
受付時間 午前9時より午後6時まで（土・日・祝日を除く）

④ 公的団体の窓口

名 称 大阪府国民健康保険団体連合会

所在地 大阪府中央区常盤町1丁目3番8号（中央大通FNビル）

電 話 06-6949-5446・5418・5328

FAX 06-6949-5417

受付時間 午前9時より午後5時まで（土・日・祝日を除く）

以 上